

公益社団法人 日本放射線技術学会 地方支部規約

第 1 章 総 則

第1条 この規約は定款第 3 条の目的遂行のために必要な地方支部(以下支部という)の運営などについて定める。

第2条 この規約の適用範囲は定款に定めるもののほか支部の根幹をなす事業、会計および役員などの必要事項について適用する。

第3条 支部は、放射線技術学における基礎ならびに臨床応用に関する地域的な研究促進、ならびにその交流を図り、地域の活性化により学術の発展向上に資することを目的とする。

第4条 支部は前条の目的達成のため、次の事業を行う。

- (1) 年度計画として理事会で承認された学術集会などの開催
- (2) 委員会、専門部会主催の講演会、研修会、セミナーなどへの支援
- (3) 支部起案による事業

第5条 支部は支部長の指定する場所に連絡事務所を置く

第 2 章 会 員

第6条 支部の会員は、日本放射線技術学会の会員をもって組織する。

第7条 本学会の会員は、少なくとも一つの支部に所属しなければならない。ただし、海外在住の会員においては、理事会の承認を得て支部所属を免除することができる。

第8条 本学会の会員は、2 つ以上の支部に所属することができる。ただし、個々の支部の会費を納入しなければならない。

第9条 支部の会費は、理事会の承認を得て会費納入規定により定める。

第10条 支部会員は支部の発行する学術情報を優先的に入手することができる。なお、学会員であれば他の支部が主催する事業にも参加することができる。

第 3 章 支部の構成ならびに役員

第11条 支部の円滑な運用のため、支部ごとに細則を別に定めることができる。

第12条 支部には次の役員を置く。

- (1) 支部長 1 名
- (2) 支部監事 2 名
- (3) 支部理事 若干名

第13条 支部長、支部監事は支部理事会の推薦を得て代表理事が指名する。

2. 次期支部長の推薦は定款に定める当該年度の定時総会終了までに行わなければならない。
3. 支部長は支部を代表し会務を統括する。支部監事は支部内の監事職務を遂行し、本部監事に報告しなければならない。

第14条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。

第 4 章 事業および会議

第15条 支部事業および会議は次のとおりとする。

- (1) 支部学術集会
- (2) 支部理事会
- (3) 広報
- (4) 研修会、勉強会

(5) その他, 支部学術活動

第 5 章 報 告

第16条 支部に関する事業計画, 事業報告ならびに支部理事会の報告は次のとおりとする.

1. 支部長は事業および会議の終了後 1 カ月以内に所定の様式をもって代表理事に提出する.
2. 支部長は副代表理事を通して運営企画会議に事業の進捗状況について報告し, また必要により理事会に提案し承認を得るものとする.

第 6 章 会 計

第17条 支部の会計は公益法人会計基準に基づき処理し, 会計年度を含めて学会一般会計に連動して行う.

2. 支部の歳入, 歳出科目は, 一般会計収支科目を適用する.
3. 各支部の年度収支は, 学会一般会計地方支部事業費の収支計画における収支差額内であれば支出の増額を認めるものとする.

付則

1. この規約は理事会の議決により改訂することかができる.
2. この規約は公益法人移行に伴う定款改訂に連動し, 平成 23 年度事業より適用する.
3. 平成 24 年 11 月 17 日 一部改訂
4. 平成 25 年 11 月 30 日 一部改訂
5. 平成 27 年 3 月 1 日 一部改訂

